

令和7年4月24日

さいたま市長候補予定者
〇〇 〇〇 様

さいたま市聴覚障害者協会
会長 川津 雅弘
さいたま市手話通訳問題研究会
運営委員長 佐藤 宮子
さいたま市手話サークル連絡協議会
会長 丹野 花枝

聴覚障害者の福祉に関する公開質問状

私たち「さいたま市聴覚障害者協会（会員：141名）」は、さいたま市で暮らす聴覚障害者を支える福祉事業を担う社会資源として、障害のある者、ない者が共に手を取り合って暮らせる地域社会を目指して活動している当事者団体で、今年で24年目になります。

私たちと共に活動している団体に、さいたま市手話通訳問題研究会（会員：265名）、さいたま市手話サークル連絡協議会（会員：197名）があり、当協会、関係団体を含めると約600名の会員が活動しています。

私たちは、今回の市長選挙に立候補される方々が、聴覚障害者の言語である手話についての施策の有無について関心を持っています。

つきましては、その施策、見解を広く有権者に知っていただくために、お忙しい中を恐縮ですが、回答用紙にご記入の上、4月30日（水）までメールまたはFAXにてご回答を頂きたくお願いいたします。

ご回答いただきました内容は、回答の有無を含め、原文のままさいたま市聴覚障害者協会ホームページ等に掲載して、広く知っていただけるようにいたします。

(回答先)

〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-213-1
さいたま市大宮ふれあい福祉センター4階団体交流室
さいたま市聴覚障害者協会事務局
電話・FAX：048-653-7324
Mail:fukusi@bz03.plala.or.jp

1. 「さいたま市手話言語条例（仮称）」制定について

さいたま市議会では、令和6年10月に手話言語条例検討プロジェクトチームを設置し、「さいたま市手話言語条例（素案）」をまとめました。その後、3月17日から4月16日まで意見募集を行い、本年6月の市議会で「手話言語条例」が制定される見込みです。

この条例の制定後、「手話言語条例」について、どのような施策を進めていくか、見解をお聞かせください。

2. 視聴覚障害者情報提供施設の設置について

現在、さいたま市の「聴覚障害者情報提供施設」がありません。既存の県の施設はスペースが限られ併設は不可能です。政令市として、身体障害者福祉法第34条で定められている「視聴覚障害者情報提供施設」の設置が急務だと考えています。「視聴覚障害者情報提供施設」を設置について見解をお聞かせください。

3. 避難所運営における合理的配慮と情報提供について

① 聴覚障害者は、見ただけではわかりにくい障害です。そのため、聞こえないために必要な情報が伝わらないことや、日常の生活においても自分の言いたいことが伝わらないことがあります。災害時下では、緊急の情報からとり残されるなど、情報とコミュニケーションの様々なバリアがあります。

例えば、避難所でアナウンスが聞こえないために、食料や水の配給を受けられないことがあります。また、自分が聴覚障害者であることが周りにわかってもらえず、必要な情報を得られなかったり、周囲とコミュニケーションがうまくいかず、孤立してしまいがちです。

これらの状況を理解し、聴覚障害者の障害特性に応じた合理的配慮が必要だと考えています。

避難所における合理的配慮について見解をお聞かせください。

② 避難所等における聴覚障害者に対して、他の避難者と同等の情報が提供されるように、地方公共団体の作成する、避難所運営マニュアルに聴覚障害者への情報提供手段などの事項を明記し、情報保障をしていく必要があると考えます。避難所における情報保障について見解をお聞かせください。